

令和 2 年

# 全 員 協 議 会 記 録

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

和 光 市 議 会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和2年11月17日（火曜日）  
午後 1時30分 開会 午後 2時54分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
11 番	赤 松 祐 造 議員	12 番	小 嶋 智 子 議員
13 番	松 永 靖 恵 議員	14 番	萩 原 圭 一 議員
16 番	富 澤 勝 広 議員	17 番	安 保 友 博 議員
18 番	齊 藤 克 己 議員		

◇欠席議員 1名

10 番 金 井 伸 夫 議員

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
保健福祉部長	川 辺 聡	企画部次長兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦
総務部次長兼 総務人権課長	亀 井 義 和	資産戦略課長	白 川 将 実
長寿あんしん 課 長	田 中 克 則	資 産 戦 略 課 幹 主	岡 田 直 晃

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について

損害賠償請求事件について

その他

午後 1時30分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

ここで、欠席届の報告をいたします。

金井議員から、通院のため欠席の届出が出されています。

それでは、初めに市長より挨拶をお願いいたします。

松本市長。

○松本市長 議員の皆様におかれましては、12月定例会開会直前の大変お忙しい中、全員協議会を開催いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連及び損害賠償請求事件につきまして御説明いたします。

まず初めに、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連につきましては、本年7月に策定しました市庁舎にぎわいプラン基本計画に基づき、財産貸付事業者審査委員会を立ち上げ、募集要項の内容やスケジュールなどの検討を始めているところでございます。また、12月議会には、関連する条例としてエリアマネジメント推進条例を上程することになっております。

次に、損害賠償請求事件についてでございます。

さきの9月議会において議決いただきました訴えの提起につきまして、10月15日に埼玉地方裁判所に訴状を提出いたしました。その後、相手方にも訴状が到着したことから、このたび御説明をするものでございます。

その他、先日、議長報告をさせていただきましたが、固定資産税及び都市計画税の課税誤りにつきましては、還付金額454万円を12月議会の補正予算に計上させていただきます。御迷惑をおかけいたします。申し訳ございませんでした。

また、市内認可保育施設での新型コロナウイルス感染者発生に伴う濃厚接触者に対するPCR検査の結果につきましては、園児18名全員が陰性という結果になりました。

最後に、本日、市役所内に新型コロナウイルス感染症対策として、来庁者用にサーモグラフィーを設置いたしましたので御報告いたします。

それでは、これから企画部長及び保健福祉部長から順次説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司議長 ここで、市長は公務のため退席します。

休憩します。(午後 1時32分 休憩)

再開します。(午後 1時33分 再開)

本日の案件は、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連についてと、損害賠償請求事件についてです。

初めに、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について説明願

います。

中蔦企画部長。

○中蔦企画部長 それでは、和光市市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について御説明をさせていただきます。

本年7月に、市庁舎にぎわいプラン基本計画策定委員会及びパブリックコメント手続等を経て、市庁舎にぎわいプラン基本計画を策定いたしました。本計画に基づき、広沢地区エリアマネジメントにおける都市再生推進法人による公有財産の活用を行うため、有識者、市内事業者及び市職員から成る財産貸付事業者審査委員会を設置し、来年度の事業者選定に向けて募集要項等の検討を始めております。また、それと並行いたしまして、広沢地区エリアマネジメントのみならず、今後の本市におけるエリアマネジメントの在り方を定め、公共空間の活用促進や地域の魅力向上を図ることを目的とした和光市エリアマネジメント推進条例を、今12月議会上程をしております。

それでは、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連につきまして、白川資産戦略課長から御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 本日は、全員協議会で市庁舎にぎわいプランの進捗報告の機会をいただきましてありがとうございます。7月の基本計画策定以降の進捗についてお伝えできればと考えております。また、この場で、12月議会上程を予定しておりますエリアマネジメント推進条例と、この本事業の関連についても併せて御説明したいと考えております。

それでは、お手元の資料に基づきまして、市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について御説明いたします。

本日お配りした資料は、A3サイズの資料1点です。市庁舎にぎわいプランの進捗とエリアマネジメント推進条例の関連について、この資料に基づいて御説明いたします。

まず、順番が前後いたしますが、1のエリアマネジメント推進条例の目的についてお話しいたします。

エリアマネジメント推進条例第1条からのこちら抜粋となりますが、この条例は、地域における良好な環境や、地域の価値を維持及び向上させるため、市内の特定の地区を単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行う取組（以下エリアマネジメントという）に関し、必要な事項を定め、もって当該地域におけるにぎわいの創出及び公共空間の活用等の促進を図り、当該地域の持続可能な発展に資することを目的としております。

こちら中央のイラストは、エリアマネジメントのイメージ図になりますが、このページの四角い部分が市域全体を表しております。中央の薄いピンクがエリアマネジメントの実施地域で、にぎわいプランでは広沢の公共エリアと西大和団地地区、これは過去の住宅市街地総合事業整備計画と同じエリアになります。

赤い円柱につきましては公有財産、本にぎわいプランでは駐車場や旧保健センターなどの、

いわゆる利益を生み出す公共施設を表しております。

黄色の矢印が、公有財産を有効活用して得られる利益、つまり駐車場や建物の利活用による利益、収益となりまして、その矢印の先の濃い赤の円が、有効活用して得られた利益をエリアに再投資して、さらにイベントやカフェなど新たなにぎわいを生み出し、ひいては、このエリアマネジメント実施地域の全体ににぎわいが広がっていくようなイメージ図になっております。

これが、本事業の目的であります市民、民間事業者が公有財産を使ってにぎわいを図る図を理念としてお示ししております。

次に、2、エリアマネジメントの実施についてです。①エリアマネジメントの推進に当たっては、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条に規定する都市再生整備計画を策定するものとしております。

②都市再生整備計画を策定するときは、あらかじめその方針を定めるエリアマネジメント基本計画及び当該計画に基づき、エリアマネジメントの対象となる地区に所在する公有財産を活用する取組の内容を具体的に定めるエリアマネジメント実施計画を策定するものとしております。

これらは、上位法ではできる規定としておりますが、当市では策定を必須としまして、将来、それぞれのエリアの状況や公有財産の性格に合わせて基本計画と実施計画を策定し、個別具体的に事業を行ってまいります。

### 3、市庁舎にぎわいプランとの関連。

まず、現在の進捗についてです。

①市庁舎にぎわいプラン基本計画の内容については、広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業として進めてまいります。

②進捗としては、現在、和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査会におきまして、募集要項の内容について議論を重ねているところでございます。

ちなみに委員会のメンバーは、学識経験者として大学教授、一級建築士、理化学研究所和光事業所所長、市内事業者代表者として商工会事務局長、市からは企画部長、総務部長の計6名で構成し、募集要項の作成から事業者の選定、審査までを担う委員会となります。

③委員会は、第1回を令和2年7月31日に実施しまして、委員の皆様により市庁舎にぎわいプランの内容を御理解いただき、募集要項のたたき台を基に御議論を重ねていただきました。第2回目は10月12日に開催し、第1回目の委員の皆様の見解を反映し修正した募集要項案や、これからのスケジュールなどについて議論をしております。

なお、委員会の議事録については、市ホームページにて公表をしております。

④広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業をモデル事業として、将来、市内各所でエリアマネジメントを実施し実行していくための理念としてお示しするエリアマネジメント推進条例を12月議会で上程しております。

次に、今後の予定についてです。

委員会については、第3回、第4回を令和2年度中に開催し、募集要項の成案化に向けてさらに協議を行う予定としております。具体的には、まだ日程が前後する可能性はございますが、第3回目を12月14日に開催し、来年年明け以降に募集要項案を、応募を検討している事業者にお示しし、広く御意見をいただきまして、それらを検討する第4回委員会を来年2月頃に開催し、募集要項を固めてまいりたいと考えております。手法としましては、過去の広沢のPFI事業とおおむね同じような流れで行っております。

②募集要項の成案化は、3月議会を予定しております。この成案化した募集要項で4月から公募を開始したいと考えております。

なぜ3月議会後かといえば、募集要項成案化をする前に、市の駐車場条例等々、修正、改正が必要な条例がございますので、そちらの改正を3月議会にてお諮りするためでございます。

③公募スケジュールは、委員会で協議中で、募集要項の成案化の際に最終決定となります。また、次年度に第5回の委員会として事業者審査委員会を行い、優先交渉権者がここで決定いたします。

#### 4、エリアマネジメントの今後の展開。

将来的に想定できるものとしましては、①未利用市有地、②公共施設における一部用地、あるいはスペースの貸付けなど。こちらは一例ではございますが、これらの未利用地を民間に貸し出しまして、その収益をその地域のエリアマネジメントに反映、生かすようなことが考えられると思います。

最後になりますが、市庁舎にぎわいプランにつきましましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、第3回を12月14日に開催いたしまして、ここで公表する募集要項案が出来上がります。もしよろしければ、要綱案が出来上がった時点で改めて議員の皆様にも、そこでも御報告する機会をいただければと考えております。こちらにつきましましては、後ほど改めて議事課と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 市庁舎にぎわいプランの基本計画とエリアマネジメント基本計画というのが一致するようなイメージでよろしいのですか。そのエリアマネジメント基本計画及び実施計画と、市庁舎にぎわいプランの基本計画の関連性といいますか、どのような意味合いなのかをもう一度、説明をお願いします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 エリアマネジメント推進条例はあくまでも理念条例で、和光市におけるエリアマネジメントのこれからの在り方について定めたものでございます。ですから、当然、広沢は該当しますが、今後、同様に行うエリアマネジメントにつきましても、この条例を参考に実施していくこととなります。

なぜ条例を策定するかといいますと、全国的にエリアマネジメントと呼ばれているものは多々あるのですが、いろんな形態がございまして統一したものがないんです。その中で、和光市としてエリアマネジメントを定めるものとして、今回、条例を上程させていただき予定でございまして。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 説明では、今回の広沢がモデル、エリアマネジメント推進条例ができて最初にやるのが広沢のにぎわいであると。お聞きしたいのが、今後、未利用市有地ということで、外環上部遊休地なんかも、今後取り組むのはこのエリアマネジメント推進条例にのっとってやっていけるのか。

あともう一つ、駅北口中央土地区画整備事業もまだ市として取り組んでいないので、これもエリアマネジメント扱いとしてやっていくものなのか。その辺聞かせてください。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 ただいまの外環上部ですとか駅北口、いろんな事業手法がございまして。これに限定してやるということではなくて、いろんな事業手法を検討する中で、この条例が活用できるものであれば活用するということが、限定したものではなくて、一つの手法として御理解をいただきたいと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 駅北口なんかは、未利用だけれども、いろんなものを使用しないとできないと思うのです。ただ、外環上部遊休地であれば、特に民間の土地じゃないですから、市有地に近いものだから、エリアマネジメント扱いができるのではないかと思いますので、その辺お聞かせください。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 外環上部については、あくまでも道路用地の上を、専用になるのか、一部二重構造として使うような形になるのか、まだその辺も整理する必要があります。ただ、今までNEXCO、国と協議を進めている中では、あくまでも公共施設という形の土地利用でございまして。そういう限定をすると、果たしてこのエリアマネジメントが適するかどうかというのは、今後の検討の中で進めていかなければならないものと考えております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 3番の現在の進捗について、エリアマネジメントにおける財産貸付事業者審査委員会で検討されているということですが、具体的に、さっき駐車場とかお話出しましたが、財産貸付事業というのはどういった内容のものをどういうスキームで考えているのか。先ほど再投資というお話もありましたが、結局、その利益が上がってきたものをさらに、エリアマネジメントの区域の中でにぎわいを活性化させていくということに使われていくんだと思うのですが、そこら辺の内容について、現在、その委員会で審議されている内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 基本的なスキームは、駐車場とか展示ホール、また旧保健センター、あとは議会棟の西側の遊休スペースとなりますが、こちらを民間に貸付けを行い、市としてはその貸付料を頂きます。民間としましては、そこを活用して事業を行っていただきまして、その収益につきましては、民間がその収益をもって持続可能な運営をしていただく形になります。

その運営の中身は、例えば保健センターであればコワーキングだとか、駐車場はその駐車場運営だとか、展示ホールであればカフェの運営などを行っていただいて、にぎわいのほうに投資をしていただくような形になります。

委員会の中で出た意見としましては、やはり資産活用会社の資格要件はしっかり提示したほうがいいのか、あとは、民間のほうで、要は駐車場についても施設が老朽化しており、以前、計画でお話ししましたように、シェアカーなどの設置を考えておりますので、その台数だったり、必要なもの、内容についてしっかりと提示したほうがいいのかというところもありました。また、保健センターにつきましては、利活用の方向性をもう少し明確にしたほうがいいのかという意見をいただく中で、要項を煮詰めているような状況です。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 今、内容について大まかなお話はいただいたんですけども、ホームページにこの事業者審査委員会の説明資料なども出てきておりまして、それを拝見しますと、募集要項ですから非常に細かい内容等を審議されています。最初の印象ですが、やっぱりスキームとして再投資するということが分かりづらい。普通の考えですと、やはり今まで市が、駐車場なんかもそうですけれども、そこで利益が上がっていたものが、またその中で、その民間の事業者が別の事業の中で再投資していくという形で、例えばコストカットをしてどれだけ利益が上がった、増えたということでは判断しやすいですが、そこら辺のところというのは、どういった考えに基づいてといたしますか。単純な考え方ですと、今までよりも利益が上がったものがまた再投資されるということになりますと、少ないかもしれないですけども、駐車場なんかでも利益が上がっていたものが、それがまたどういった形で市として考えて、そのスキームを構築していったのかということ、間違えやすいのでちょっと説明いただきたいと思います。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 御説明いたします。

考え方としましては、今まで駐車場は、利益が上がっておりましたが、それと引換えに管理委託料という経費もかかっております。こういったものがより、民間事業者がダイレクトに経営に携わることによって軽減されるということがあります。そういった経費に係る管理費、実際にかかる経理費だけではなくて、そこには民間事業者の利益がありますので、そういったことも、収入と支出が、その都市再生推進法人が行うことによって、より再投資できる額が増えるということで検討結果として上がってきております。そういった考えに基づいてこちらを進めさせていただきたいと考えております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 駐車場について、今までは3時間無料ということでした。この審議されている内容ですと、無料は30分で、それから市役所の窓口の利用者は60分、1時間という形で、そのほか市の主催の会議出席者等はその用務が終了するまでということになっておりますが、こうなると、非常に使い勝手が、ある意味悪くなるのかなと思います。そこら辺の考え方について、利益の採算というのは考えていかなければいけない部分だと思うのですが、一方で、市民の使いやすさというところも市役所としてやはり考慮する必要があると思います。そういった点はどのように考えているのか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員のおっしゃるとおり、今までよりもその利便性が悪くなるというのは、当然、課題になってしまうと思います。そういったことがないように、今のところ検討している段階で上げているのが、今、お話しいただきました30分は無料という、こちらは広沢保育園の送迎なんかに使われている方が、朝、止められており、そういった方は30分ぐらいあれば大体出入りができるというところではあります。また、誤入庫、タクシーにつきましても、そのぐらいあれば大丈夫だろうという考えでございます。

市役所の窓口利用者が1時間というところは、当然、1時間で終われば、60分で済むと思うのですが、何らかトラブル等ありまして延びた場合は、そこは当然、臨機応変に対応できるものと考えております。今後、決定した事業者とお話ししてまいりたいと考えております。

また、今まで用務終了まで無料だったものにつきましては、常識的なものであれば、市の会議の出席者だとか、市が呼びした、お招きした方とか、工事とかそういった関係車両とか路線バス、こういったものは、当然、用務終了まで無料となります。その辺のところでは使いにくくならないよう考慮させていただきたいと思っております。

実際、この駐車場の時間につきましては、近隣の、例えば総合体育館とか、これから広沢の複合施設にできます有料駐車場、この辺と相場を合わせていくような形になると思いますので、そういった意味での再検討でございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今のお話を聞くと、にぎわいをするために市民サービスが非常に低下すると、人が寄りつかなくなります。一つの例として、樹林公園の駐車場が無料から有料になったら、人が行くのが物すごい減りました。あと、県の彩湖なんかは典型的な例です、有料にすることによって。むしろ、にぎわいをするためには、一般の企業の考え方は、駐車場を逆にただぐらいにするのが、スーパーを見ればよく分かります。最近できたカインズだとか、ああいうところは本当に全部無料で、それで人が来るんです。経営的な感覚からいくと、何かちょっと勘違いしているんじゃないかと思う。

私は、これをやると、市民は高いからあまり寄りつかなくなると思う。いろんなイベントがあったり、または集会をここでやっても、駐車場のこと考えると、30分、それ以上になると高

くなる。来なくなると思いますよ。そういうものを、やっぱり市民サービス、CSとか、そういうことを考えてやらないと、にぎわいにならないかも分かりません。その辺について論議をされたのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらの時間につきましては、学識経験者の委員の皆様とか、あとは基本計画策定の段階で、当然、お話をさせていただいておりますし、また、民間対話の中でもここは俎上に上がっております。民間によっては、無料期間が30分では長過ぎるという意見もいただいているのですが、委員会の中ではこのぐらい必要だろうというところで、今、落ち着いております。

実際に、これが有料化になってにぎわいがなくなるかどうかというのは、現状ではエビデンスもないので何とも言えないところですが、そういったことのないように実施してまいりたいと考えております。実際に運営が始まってから、極端に運用率が下がるようなことがあれば、そこは当然考えていかなければならない課題となるとは思っております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 にぎわいプランの中だと思いますが、レストランが閉鎖になって、そこにJAが来ます。そこのお客さんも30分以上になると値上げということになるわけでしょう。そうなると、その辺から私は見えてくると思います。やっぱりその辺、もっとよく考えて。こういうのは学識経験者というよりも、マーケティングして市場ニーズをつかまないと。学識経験者の人は、実際、ここで車に乗ってきてやっているわけではないから。日頃市役所によく来ている人によく聞くのが、的を射た回答が、私は出ると思います。そういうことはされたのですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 基本計画策定時には、市民の方にも、当然、委員として参加させていただいております。またパブコメの際にも御意見等はいただいております。利用料につきましては、抵抗感がある方も多いたは思うのですが、実際にそのにぎわいをやっていく中では、必要なものはしっかりと稼いでいかなければいけないと考えております。その駐車場料金が近隣に比べて極端に安い、安いからそこを使うというところであって、実際にそれがにぎわいにつながるかどうかというのは、何とも言えないところであると考えております。

ですから、極端に近隣より高くするわけではなくて、あくまで近隣並みでやっていく中で、また、今まで使っていた、市に用事がある方につきましては、今までどおりの使い方ができるという中で、問題なく運用できるものと考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 何か勘違いしているけれども、にぎわいのためには近隣に勝たなくてはいけないんですよ。近隣と同じにして、にぎわいなんかならないと思います。

それから、パブコメは何人ぐらい来ましたか。うちの金井議員1人が傍聴しただけで、あと

全然、パブコメの参加人数というのはなかったように聞きますが。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 和光市市庁舎にぎわいプラン基本計画のときになりますが、こちらのパブリックコメントは、6名の方から23件の御意見をいただいております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 説明会には何人来ましたか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 説明会の人数は今、私のほうでデータを備えておりません。ホームページでは公表しており、後ほど御回答したいと思います。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 恐らく金井議員1人だと思います。

私は、こんな少ない人のパブコメで物事を決めていくのは、ちょっと乱暴なような気がいたします。その辺いかがですか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 まず、駐車場の有料の時間設定ですが、基本的には、この駐車場は市役所利用者の駐車のためのもので、赤松議員のおっしゃるようににぎわいを創出する、多くの人に集まってもらう。ただ、全部無料にして、また近隣の方に駐車場として使われてしまって置きっ放しにされると、今度は市役所を利用しに来たお客さんが駐車場を利用できなくなるという面もございますので、その辺のバランスを取りながら、今後、詳細に詰めてまいりたいと思っております。

また、パブコメについては、基本的には、結果として1人の方になって、1人の方を指定して、その人の意見だけを聞いたということではありません。広く市民の方に公募をして、結果的に意見が出された、またその説明会に参加された方が1人だったということで、門戸は広く市民の方に向けられているということで御理解をいただきたいと思っております。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今、副市長から説明がいろいろありましたが、やっぱり駐車場というのは、民間企業をベースに考える。銀行とかは30分とか1時間無料というのがありますが、そこをベースに考えるのではなくて、やっぱり市役所を利用しに来る、ましてやこの市役所というのは、駅にすごい近いわけではないので、どうしても自動車を使ってくる人たちというのは利用者としては多いと思うのです。例えばサンアゼリアで音楽鑑賞するとか、何かイベントの観賞をするといったときには、最低でも2時間はかかるわけですね。だから、そこら辺のその金額設定というのは、もう少し慎重に検討していただきたいと思いますと思うのですけれども、どうでしょうか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 駐車場の料金につきまして、説明会等でかなり情報交換もやり取りさ

せていただいておりますが、自治会連合会の話合いのときにも、全地域を回りましてこのお話はさせていただきました。市民の皆様の御意見としては、やはりそういった料金がかかるのは、ちょっと嫌だとおっしゃりつつも、PFI事業で年間50万人以上の方々がいらっしゃる。そちらのほうが1時間無料という駐車サービスを提供するので、やっぱり利用者はみんな賢いから、市役所のほうは3時間だとそっちに行って、肝腎の市役所を使う方が使えないかもという意見を多数いただきましたので、ここはPFIと時間をそろえて1時間無料、無認証の場合は30分で出られるというようなことで、これまで検討を進めてまいりました。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 それで、近隣市と歩調を合わせるというか、そこら辺を見てというのは、4市のことを言っているのですか。それとも、もう少し広域な範囲の、都だとかさいたま市とかも含めての近隣市なのか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 先ほどの近隣というのは、あくまでもこの周りの相場の話でして、近隣市ではありません。ただ、実際に近隣市、例えば新座市とか朝霞市はもう有料化に踏み切っておりますので、そこは大きく相場がずれてくることはないと考えております。

また、繰り返しになりますが、市役所に用事でいらっしゃって会議等に参加された方たち、実際に市役所に用事のある方は無料となっておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 同じ関連で、サンアゼリアの催物等に参加した場合に、これは除くということになっているのは、どうしてそのようにしたのか、再度、確認ですけれどもお伺いします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 サンアゼリアにつきましては、実際、事業を主催される皆さんは、ある程度、その無料の枠を考えております。ただ、実際に、サンアゼリアにイベントや上映会を見にいらっしゃる皆様につきましては、市外の皆様も多いので、そこはしっかりと駐車場の利用料金は御負担いただきたいという考えでございます。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 その辺は、文化振興公社などと協議の結果、有料にしてもいいというような、そういった成り立ちみたいなのを得ているのですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 過去に基本方針からこちらを策定しており、基本方針策定の際には、文化振興公社代表の方にも入っていただきまして、審議はさせていただいた次第です。

○吉田武司議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 保健センターと広沢小学校の間に公用車の駐車場を設けるというのが、6月の全員協議会の市庁舎にぎわいプランの基本計画で上げられているんですが、今現在、和光市

に公用車が何台止められて、今度の公用車の専用駐車場というのは、今ある台数が全部埋め込まれるのですか。確認させてください。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 詳しい公用車の台数は、今、手元になくて、総務人権課の所管になりますが、あそこの保健センターの駐車場の東側を全部使いますと22台ぐらい入ります。ですから、全部がそちらに収まるわけではございませんが、それによってこちらの市庁舎の駐車場のスペースを空けることによって、利便性を高めるということを考えております。

○吉田武司議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 駐車場の料金の件です。サンアゼリアでは、幼稚園から小・中学校の皆さんが集まって催しを行い、それを保護者の皆さんが見に来るといような機会も多くあります。そういった方々が駐車場を利用するときには、やはり料金が発生するというような御説明を以前伺った記憶があるのですが、その点についてはやはりそのまま改善はなく、そういった学校行事などでいらっしゃった方たちの駐車料金もかかるということで理解してよろしいでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらにつきましては、議員の御理解のとおりでございます。

○吉田武司議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 その点については、検討されたとか、改善できる余地というのはないのでしょうか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 何を無料にする、何を有料にするというのは大変難しい問題でございます。そういった催物の際に駐車料金を頂戴するというのは、大変心苦しいことではあります。例えば保育の手続にいらっしゃるとか、福祉の手続にいらっしゃる、これは市役所の駐車場を使って市役所にお越しいただくということですので、間違いなく無料にしないといけないと認識しておりますが、そういったサンアゼリアの催しにお客様としていらっしゃる方につきましては、やはり有料として御協力いただく。さらには、そういった身近な方々は自転車等でいらっしゃる方も多く、そういった方々との公平性も含めて、自動車をお使いになった方には使用料を頂くというふうに、今のところ整理をしております。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 エリアマネジメント推進条例が令和2年12月議会に上程されるようですが、通常、条例をつくって、それに基づいてその取組を実行するために実施計画というのができるのではないかなと思います。今回のこれは、もう既に貸付事業のマネジメントが先行して事業を推進していった、これを見ると、モデル事業として、将来、市内各所でエリアマネジメントを実行していくために条例をつくるんだということになってはいますが、その整合性はどうかたのでしょうか。逆ではないかなと私は思います。先に計画があつて、条例があつて、実施

計画があつて、個別の事業があるのです。事業が先に先行して条例をつくっているのですが、それはどういう経過だったのか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 こちらにつきましては、そういった順番の考え方もおありかと思いますが、まず、市庁舎にぎわいプランというものが平成30年度から検討を進めて、これは事業として進めたいと考えております。そういった考え方を、知見を生かして、今後にそういった公有財産を有効活用するという考え方を行っていきたいということです。本来であれば、エリアマネジメント推進条例はもう少し後でもいいのかもしれないという考え方も、確かに御指摘のとおりではありますが、この市庁舎にぎわいプランというのは、その知見を生かして、先々エリアマネジメントに生かしていくという面で、エリアマネジメント推進条例を、今回、御提案するというものでございます。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 私の言っているのは、条例が後とは言っていないですよ。先に計画、条例が先行していないと、事業を先にやったら駄目ではないですかと私は言っているんです。これ、事業先行型ですよ。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 本来であれば、議員のおっしゃるとおり、その方法を制定して、それから事業をやるべきですが、このエリアマネジメントという形でやっている、全国でも非常に数が少ない、私が聞いている限りでは、片手以下ぐらいかなというふうに聞いております。そういう中でやって、あくまでも公有施設を活用して、民間が主体となって提案型でやっていただくというものでございますので、成立するケースが非常に少ない状況でございます。

そういう中で、まずモデル事業として、先ほど申し上げましたようにいろんな知見を踏まえて、どういう形でやっていけばうまくいくんだという形で、和光市モデルというものをつくりまして、それが一つ、ある程度、見えてきましたので、それをベースにして市内全域を対象にした条例を制定したい、そのように考えております。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 なかなか例のない事業ということは、十分分かりますが、計画の段階で、そのときには条例の制定は考えなかったのですか。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 あくまでも、そのときは条例というものを想定しておりません。これで確実にいけるだろうということが見えてまいりましたので、こういう形を市内全域に生かせることができるだろうという形で、条例制定を上程させていただくものでございます。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 もう一点は、実施計画を策定するというお話ですけれども、実施計画はいつ頃策定するのですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 事業者募集により優先交渉権者を決定いたしまして、決定しました後に事業者と協議をする中で、また皆さんの意見等もお伺いしながら、令和3年度中に実施計画を策定する予定となっております。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 公有財産の利用に関して市の計画があると思うのですが、それを実施計画に載せないで、ある程度、公募をした段階で実施計画をつくっていくという話ですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 繰り返しになりますが、事業者が決定しましてから事業者と協議する中で、実施計画の、より具体的なものは個別に策定してまいります。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 では、市にはもともと公有財産をこういうふうに使いたいという計画がないということよろしいですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 公有財産の基本的なマネジメントにつきましては、公共施設の実行計画のほうで策定しております。その中で、民間活用は検討していくという程度の内容になっておりますので、それぞれの施設に合ったもの、まちづくりの中で個別具体的に考えていくものと認識しております。

○吉田武司議長 富澤議員。

○富澤勝広議員 今後、条例の12月上程と、具体的な方策が3月議会ぐらいに出てくるんですかね。そのときまた議論になると思いますので、改めてお伺いしたいと思います。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 利益という言葉が出てきていますが、ここでいう利益という言葉の具体的な意味を、もう一度教えてください。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 財産貸付を民間に行いまして、その民間が財産を有効活用していただきました収益のことを表しております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今回のその条例の第1条になる予定であるものに関しては、この当該地域におけるにぎわいの創出及び公共空間の活用促進、それから当該地域の持続可能な発展に資するというだけうたわれているわけです。収益が上がるのであれば、その収益というのは市全体に対して振り分けることも考えられるのかなと思うのですが、その辺、市全体の利益と、この当該地域、対象となった地域の利益との考量というのはどのようにお考えでしょうか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 市全体の利益と当該地域の利益ということで、今までどおり、公共施

設の使用料等に関するものについては、普通に市全体に振り分けられるものかとも思いますが、その地域で活用してやっていこうというような意欲を、この条例で実現していきたいと考えておりますので、また別のことかなと認識をしております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 ほかの地域についてはこれからということですが、この市庁舎にぎわいプランに関していうと、その利益が上がるというところで、これまでよりもその経費が削減されるというお話でした。その点について、具体的に、現在と比べてどのくらいの削減効果が見込めるのでしょうか。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 今現在、こちらでそういった細かい積算まではできませんが、そこをきちんと、この公募の段階で無理ない経営をやっていただくというのを判断しまして、どうするかということについては、その後、実施計画で定めていくという流れで考えております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 全体としてどれだけ削減効果が見込めるかというのが分からないという中で、今の説明資料を見た限りでいうと、上がったものに関しては市に入ることなく、その運営している会社に入っていくということがあって、一見、市の利益になっていないように見えます。にぎわいは増すとしても。その点について、もう一度説明をお願いしたい。

○吉田武司議長 岡田資産戦略課主幹。

○岡田資産戦略課主幹 市の財源にはなっていませんが、都市再生推進法人という法人に、その団体、もしくは会社を指定しますので、そこで得られた利益を内部留保に使われるというよりは、こういったことに一緒に使いましょうということで市に報告をしていただいたりとか。例えば、これは一例ですけれども、地域の皆さんがお花を植えたいから、こういうプランターのようなものを購入したいというようなことも今後は見込めますので、その再投資の仕方ということについては、広く御議論いただきながらやっていくという予定です。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 分かりました。

あと1点確認です。説明資料の中に、先ほど市役所を利用する方については駐車場無料という話がありましたけれども、議会関係の話が全く書いていないんですが、議会に関する利用者に対する措置というのはどのようにお考えでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議会につきましては、市民の代表者として市主催の会議の出席者の扱いですから、こちらは当然今までどおり変わりなく無料となると考えております。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 和光市広沢地区エリアマネジメントにおける財産貸付事業として、応募検討のためのマッチング実施要綱というのが公表されていますが、それとこの募集要項案の内容に

については、現在検討中ということと、その関連をお聞きします。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらのマッチング事業につきましては、今後、我々の募集に対して応募するためには、駐車場運営者であったりとか、コワーキングの知識が必要であったりとか、様々な事業者がグループとなって参加する必要があるがございますので、そういった様々な事業者が一つのグループをつくるための一助に資するものとなっております。募集要項とは全く別物で、あくまでも募集要項に対して、手を挙げるためにグループを作成するための補助的なものでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 最初の説明の中で、駐車場の中で、今後、シェアカーも考えているとおっしゃっていましたが、これは民間向けだけなのか、市の公用車もシェアして、市の現在の公用車を減らすとか、そういうことも考えているんですか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員のおっしゃるとおりでございます。こちらのシェアカーは、現在、想定しているものとしましては、昼間は市庁舎の市の乗用車として活用しまして、夜間や土日休日につきましては、市民も活用できるようなものを検討しております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 現実問題ですが、今日、私が来たときには、1台、2台しか空いていなかった。そこにいっぱい市の公用車が止まっているわけです。だから、シェアカーで本当に3割、4割ぐらい減らさないと、にぎわいというのは浮かばないかも分からない。結果的に利益を出すのであれば。そう思いますが、そのことも検討していただきたいと思います。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 先ほど駐車場の減免の件で議員の話が出ましたけれども、これは市主催の会議出席者ということではなくて、あくまで議会独自の議員としての活動として、議会、議長が招集してやるわけですから、認証場所も議会事務局ということになるでしょうし、傍聴者の方、あるいは議会に用事のある方というのはおられるわけです。やはり別立てで書いていただくなりしないと、そういう認識であるのが正常だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらについては至らず申し訳ございませんでした。議員のおっしゃるとおり、今いただいた意見を踏まえて内容は検討させていただきます。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 先ほどエリアマネジメントの実施計画の話が出ていましたが、エリアマネジメント基本計画をつくって、その後、エリアマネジメント実施計画を策定するという流れかと思いますが、エリアマネジメント基本計画のほうは、いつ、どのような手法で策定していくことになるのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 本年7月に策定しました市庁舎にぎわいプラン基本計画が、エリアマネジメントのここの地域におきましてのエリアマネジメントの基本計画でございます。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 ということは、現在想定されているエリアマネジメントの区域なので、実施計画も先ほどのからすると、駐車場、展示ホール、保健センター、このエリアの実施計画の策定ということとの理解でよろしいわけですね。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 議員の御理解のとおりでございます。ただ、実施計画の段階では、それぞれ施設ごとに個別具体的な形で計画を策定する必要があると考えております。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 計画のところは理解しました。また、条例等が提案予定なので確認させていただければと思います。

1点、展示ホールの活用を計画されて、喫茶ですとか、そういったことを計画されているわけですが、実際に事業に係る経費は事業者負担ということで、今、事務室がある、あそこも貸し付けるといふ形でしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 事務室も含んだ展示ホールの一帯を貸し付ける予定でございます。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 あその事務室というのは、貸付けできるような造りになっているという理解でよろしいのでしょうか。今現在、どういう利用になっているのかを確認させていただけますでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 あちらの事務室は、現在、市民文化センターの警備の部屋や、理事長室のような扱いで使われていると認識しております。貸付けの際は、当然、そこは調整して空けていただいて、資産活用会社に活用していただく考えでございます。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 そうすると、いわゆる装置関係というものも撤去したり改修したりということは想定されるという理解でよろしいのでしょうか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 あちらにあります装置につきましては、基本的に企画展示室の明るさの調整だとか、あそのエリアを管理するものですので、撤去等は行わない予定でございます。そのまま新たにみんなの会議室等という形で利用してまいりますので、特に撤去等は考えておりません。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 分かりました。

今後、ホールを管理している管理者、あるいは所管課等と調整をしていくという理解でよろしいわけですね。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらは、現在も担当課とそういった課題を抽出しまして、よりよい解決の形で調整を図っておりますので、御理解いただければと思います。

○吉田武司議長 熊谷議員。

○熊谷二郎議員 展示ホールを喫茶、カフェ等に活用していくということで、これまで科学展覧会とか、あるいはほかの原爆等の展示とか、これまでやっていた展示というのは別な場所で行ってもらうという方向性ですか。その辺の対応はどのように考えていますか。

○吉田武司議長 白川資産戦略課長。

○白川資産戦略課長 こちらも具体的には、来年度の実施計画の中で解決を図っていくものと認識しておりますが、現在、想定しておりますのは、企画展示室につきましては同じような使い方ができますし、またそのガラスケースにつきましても、そのまま残るような形になるかと思っておりますので、そこを活用して実施をしていくことになるのかなと考えております。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 2時31分 休憩）

再開します。（午後 2時32分 再開）

次に、損害賠償請求事件について説明願います。

川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 それでは、損害賠償請求事件について説明をさせていただきます。

本年9月の議会におきまして訴えの提起についてを議決していただき、10月15日に埼玉地方裁判所に訴状を提出いたしました。その後、相手方に訴状が到達したことから、その概要について御説明をいたします。

資料として訴状の写しをお配りしております。主に2ページの事案の概要、それから3ページ目の被告の不法行為を中心に説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、田中長寿あんしん課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 それでは、お手元に配付してございます訴状の写しに添えまして御説明申し上げたいと思います。今、部長が申し上げましたように、2ページ目の事案の概要と3ページ目の被告の不法行為の内容につきまして、訴状を読み上げる形で進めさせていただきます。

なお、個人情報等に該当する分につきましては、黒塗りになっておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、2ページをお開きください。

## 2、事案の概要。

平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、先進的事業支援特例交付金のうち、介護療養型医療施設転換整備計画に係る分（以下、本件交付金という）は、市町村が作成する介護療養型医療施設転換整備計画に基づき、既存の介護療養型医療施設を転換して、新たに適合高齢者専用賃貸住宅等の施設を整備する場合に、当該市町村に対して交付されるものである。

そして、適合高齢者専用賃貸住宅等の施設の設置主体者が当該市町村以外の者である場合、当該市町村は、当該設置主体に対し、本件交付金を交付するものである。

被告は、訴外に対し、適合高齢者専用賃貸住宅を建設すれば、本件交付金が市を介して交付される旨を伝えて、その建設を促した。

訴外は、これを受けて、適合高齢者専用賃貸住宅である●●●の建設に着工したが、その後は、本件交付金の要件を満たさない施設であることが判明した。

そこで、被告は、別の施設である●●●を対象施設とすることにして、本件交付金を取得し、これを訴外に交付しようと考え、当時の部下であった●●●（以下、何々という）に対し、●●●を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示した。

また、被告は●●●に対し、国が対象施設を●●●から●●●に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、本件交付金を訴外に交付するよう指示した。

その後、本件交付金は、介護療養型医療施設の転換を伴うことが要件となっていたにもかかわらず、●●●への転換をなされていないことが判明したが、被告は、虚偽の申請の発覚を防ぐため、独断で、介護療養型医療施設の転換をすることなく、本件交付金を国に返還することを決定し、当時の部下であった●●●（以下、●●●という）に対し、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示した。

その結果、本件交付金の交付決定は取り消され、原告は、本件交付金及び加算金を国に返還することを余儀なくされた。

## 3、被告の不法行為。

### （1）本件交付金申請時における不法行為。

ア、被告が●●●に対し、●●●を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示したこと。

被告は、保健福祉部長寿あんしん課課長補佐であった平成20年頃から、訴外に対し、同社が和光市内に所有している工場跡地に適合高齢者専用賃貸住宅を建設すれば、市を介して国から本件交付金が交付されるなどと話していた。

この話を受けて訴外は、平成21年2月24日、確認済証の交付を受けて、適合高齢者専用賃貸住宅である埼玉県和光市所在の建設に着工した。

その後、被告が、同年3月31日付で原告を一旦退職し、同年4月から厚生労働省老健局に勤

務することとなったため、本件交付金の申請に関する事務は、長寿あんしん課が引き継いだ。

●●●は、被告の指示に従い、●●●を対象施設として本件交付金の申請手続を進めていた。

しかし、申請手続を進めていく過程で、平成20年度、平成21年2月24日に着工した●●●は、本件交付金の要件を満たさない施設であることが判明した。●●●からその旨を伝えられた被告は、別の施設である●●●を対象施設ということにして本件交付金を取得し、これを訴外に交付しようと考え、●●●に対し、交付決定後にその枠を振り替えるから大丈夫だなどとうそを言い、●●●を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示した。

●●●は、被告の指示に従い、平成21年11月13日、●●●を対象施設とする整備計画書等に、埼玉県知事に提出する旨の起案書を作成し、課長の決裁を受けた。

しかし、●●●の設置主体とされた●●●と原告との間では、本件交付金に関する打合せは一切されていなかった。

イ、被告が●●●に対し、国が本件交付金の対象施設を●●●に変更することを認めた旨の虚偽の説明をし、本件交付金4,500万円を訴外に交付するよう指示したこと。

厚生労働省老健局長は、平成22年2月12日、原告に対し、埼玉県知事に提出された●●●を対象施設とする整備計画書等に基づき、本件交付金4,500万円を交付する旨を内示した。

すると、被告は、●●●に対し、国の内部で調整してくるなどとうそを言い、本件交付金の対象施設を、●●●から●●●に変更したい旨の理由書を作成して渡すよう指示し、●●●は被告の指示に従い、理由書を作成して被告に渡した。

なお、被告が国の内部で調整してくるなどと言っていたため、●●●は、理由書を関東信越厚生局長に提出しておらず、理由書には公印が押されていない。

その後、被告は●●●に対し、国が本件交付金の対象施設を●●●に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、同施設の設置主体である訴外に、本件交付金4,500万円を交付する手続を進めるよう指示した。

●●●は、被告の指示に従い、同年3月26日、訴外に対し、本件交付金4,500万円を財源とする平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金（以下、本件補助金という）4,500万円を交付する旨の起案書を作成し、市長の決裁を受けた。

なお、被告は、市長に対し、●●●を対象施設として本件交付金を申請していたことや、●●●が本件交付金の要件を満たさない施設であったことについて、一切説明をしていなかった。

そして、原告は、同年4月9日、訴外に対し、本件補助金4,500万円を交付した。

（2）本件交付金受領後における不法行為。

ア、被告が、介護療養型医療施設の転換が行われていないことが判明した後も、全く転換を進めなかったこと。

前記2で述べたとおり、本件交付金は、既存の介護療養型医療施設を転換して、新たに適合高齢者専用賃貸住宅等の施設を整備する場合に交付されるものであるから、原告は、本件交付金の交付を受けた以上、介護療養型医療施設を●●●へ転換していなければならなかった。

しかし、被告は、平成23年10月1日から長寿あんしん課長、平成24年10月1日から保健福祉部長という、本件交付金を所管する担当課長ないし担当部長の地位にありながら、全く転換を進めなかった。

それどころか被告は、平成25年12月頃に、介護療養型医療施設から●●●への転換がなされていないことが確認されると、本件交付金申請時の不法行為の発覚を防ぐため、独断で転換を進めることなく、本件交付金を返還することを決定した。

そして、長寿あんしん課の●●●は、被告の指示に従い、転換を進めることなく、本件交付金を返還する旨の起案書を作成した。

このように転換を進めなかった結果、会計検査院は、平成26年2月20日に実施した実地検査において、介護療養型医療施設への転換が行われていないことを指摘した上で、本件交付金の交付が不当であると認定し、これを受けた国は、同年6月11日、本件交付金4,500万円の交付決定を取り消した。

そして、原告は、同月30日、国に対し、本件交付金4,500万円に加え、加算金1,111万500円を加えた合計5,611万500円を支払った。

イ、被告が●●●に対し、転換を進めることなく、本件交付金を返還することにつき、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示したこと。

本件交付金の返還は、公金から多額の金銭を支払うことになるため、本来であれば市長の決裁を受けなければならない案件であった。

しかし、被告は、本件交付金申請時の不法行為の発覚を防ぐため、●●●に対し、転換を進めることなく、本件交付金を返還することにつき、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示した。

そのため、平成26年1月15日付起案書、同年3月31日付起案書、同年5月21日付起案書のいずれも、市長及び副市長の決裁を受けずに、保健福祉部長である被告の決裁で終わっている。

なお、同年1月15日付起案書及び同年5月21日付起案書については、被告の指示により、次長の決裁も受けていない。

○吉田武司議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

安保議員。

○安保友博議員 まず、確認ですが、今回、訴状の中で、個人情報黒塗りをされて配付されたということで、この資料に関しては外部に公表してもよいという理解でよろしいでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 こちらの訴状は被告側にも到達されておりますので、こちらを公表することについては特に問題はないと判断しております。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、この訴訟物の価格が6,172万1,550円ということで全額請求しています

が、一部請求にしなかった理由って何かあるんでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この金額につきましては、原告である市が被害を被った金額全てになりますので、一部の請求という判断はございませんでした。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 訴訟の制度の話ですが、一部請求というのは一部しか請求しないというだけではなくて、勝訴した暁には残りも請求できるという制度でして、そうすると、訴訟費用の印紙代20万6,000円と、弁護士費用の561万1,050円の分というのが、その訴訟物の金額に応じて削減されるので、万が一、取れなかった場合でもその部分の損害というのは最小限で済むという制度がありますが、それを顧問弁護士と相談して採用しなかった理由を聞きたいです。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 この訴状を作成する上で、弁護士の方が最終的にこういった形で判断したものでございます。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 ただいまの質問なんですけど、原告側の過失がどのぐらいになるのかというのは、この時点では明確になっておりませんので、まず、この事実関係の内容を明確にするということで、全額というんですか、損害額を上げています。

訴訟の中で、原告側の過失がどのくらいということが認定されて初めて補償額が決定するという考え方で、これはあくまでもそういう過失が、原告側の過失が未定の中で、この事件を明確にするという目的でこの訴訟を上げさせていただいたものです。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 そういうことではなくて、訴訟物の本来はこの6,172万1,550円と明示した上で、一部請求という制度というのがあるので、今の話とはかみ合わないのですが。もちろん弁護士としては、これでいってくれと言われたらそういうふうに行くとは思いますが、その一部請求の話を検討すれば、今回、少なくとも印紙代と弁護士費用に関しては節約ができたのではないかと。もちろん全額取れるんだったら最終的にこれを払ったかもしれないけれども、その辺の判断というのは、顧問弁護士としっかり詰めた話をしたのかどうか、確認をしたいです。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 もちろんその辺は詰めておりまして、同じ答弁になりますが、原告側の過失がどのぐらいだというのはこの時点では認定できず、その一部の金額をいかほどにするかというのは決定できない状況ですので、こういう形にしたということでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 ちょっと話を変えますけれども、一個人に6,000万円の請求をして取れると本当に考えて訴訟を起こしたのでしょうか。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 今回、市に損害を生じさせた原因といたしまして、被告が全て関わっておりますので、個人に対して請求をさせていただいたところでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 そうではなくて、取れると考えていますかということです。100%勝ったとして、この6,000万円、取れると考えて訴訟を提起していますか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 当然、訴訟を提起しているわけですから、前提はそういう考え方で裁判を提起しているわけでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 ということは、もう既に財産は6,000万円以上あるということ把握されて提起されたという理解でよろしいですか。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 被告の財産がどれだけあるかというのは、こちらでは把握のしようがないんですが、先ほども申し上げましたように、市の損害という形で行われます。市の損害ということは、イコール市民の方の損害にもなるわけですから、そこを明確にお示しすることで、この金額で訴訟を提起したわけでございます。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 その話であれば、全く同じ話が訴訟費用の印紙代と弁護士費用ということにもそのままかぶってくる話なのですが、本当に取れるという確証があって訴訟を起こしたのならいいんですけれども、そうじゃなくて、もう損害はこれだけ発生したんだから、それを全額請求するということで、最終的に取れなかったら、結局この印紙代と弁護士費用はもう払い損になるわけです。そのこともちゃんと検討した上で、それでも市民の税金を使っているんだという今の答弁と矛盾しないということで判断をして提起されたのか、そこをもう一度確認させてください。

○吉田武司議長 川辺保健福祉部長。

○川辺保健福祉部長 繰り返しになりますが、訴訟を起こす以上はそういう考え方で訴訟を提起しているわけでございます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この訴状で黒塗りで消していますけれども、第1回公判が11月27日に行われます。そうすると、この中の名前が全部オープンにされると思うのですが、そうなれば、27日以降、この黒塗りのところもオープンにしてよいわけですね。

○吉田武司議長 田中長寿あんしん課長。

○田中長寿あんしん課長 公判後のこの訴状の取扱いにつきましては、また顧問弁護士と確認、調整させていただきまして、適切な処理をさせていただきたいと思っております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 この訴状は元市幹部職員への訴えですけれども、これとは別に補助金を渡した、この中に載っている黒塗りの会社に直接返還してほしいというような動きはされなかったのですか。そうしたらこんなことやらなくてもいいわけですから。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 ただいまの質問につきましては、今回、説明させているこの訴状の案件でございませんので、お答えは控えさせていただきます。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そしたら、それは一般質問できるわけですね。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

その他、各議員から何かございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の協議事項はこれにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午後 2時54分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光